

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和8年第5回習志野市農業委員会総会は令和8年5月12日（火曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中14名出席 欠席2名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中臺 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

7番 中野 政博 10番 三代川 浩一

4. 議案案件

議案第 1 号 生産緑地のあっせん結果について  
議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について  
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について  
議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
報告第 4 号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について  
報告第 5 号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書について

6. 閉会時間 午前10時00分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。          ゴールデンウィークは、いかがお過ごしでしたでしょうか。          本日辺りは皆さん少し疲れが出ているかもしれませんが、          お集まりいただき感謝申し上げます。          日に日に日差しも厳しくなっております。          くれぐれも体調に気を付けていただきながら、          農作業にあたっていただければと思います。</p> <p>3番、市角 明彦 委員、5番、中墓 明 委員から          欠席される旨のご連絡がありました。          よって、農業委員16名の内、14名の出席により、          本日の総会は成立いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今より、令和8年第5回習志野市農業委員会総会を          開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名人について、          「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により          議長より指名させていただきます。          7番 中野 政博 委員、10番 三代川 浩一 委員の          両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日付議されました議案は4件、報告事項は5件であります。          それでは、早速審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第1号「生産緑地のあっせん結果について」を          議案といたします。          事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆様、本日もよろしく願いいたします。          それでは、議長のご指示により、議案第1号について          説明させていただきます。          総会資料の1ページをお開きください。          議案第1号は、「生産緑地のあっせん結果について」であります。          対象となりました生産緑地は、本大久保二丁目にある          農地一筆であり、面積は合計で 2,499 平方メートルであります。          申請者は資料記載の通りでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>この度、対象となりました生産緑地につきましては、本年4月に開催されました令和8年第4回総会におきまして、皆様方に、生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。</p> <p>本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしゃったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。</p> <p>なお、本日のあっせん結果につきましては、総会後に市に対し回答いたします。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> <p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件です。</p> <p>地域の方から、対象地の買取り申出はございましたか。</p> <p>希望があった地域はありますでしょうか。</p> <p>それでは買取りの申出者はいらっしゃらなかったということでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第1号「生産緑地のあっせん結果について」は、買取り申出なしとして、市に対し回答することといたします。</p> <p>事務局は、速やかに市に回答をお願いします。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第2号、「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは議案第2号について説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号は、「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」であります。</p> <p>この度、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より</p>

<p>議 長</p>	<p>農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。</p> <p>1 番、申請地は、藤崎一丁目の農地 1 筆であり、面積は462平方メートルであります。</p> <p>2 番、権利の内容は、年間賃借料を 0 円とした使用貸借権の設定であり、期間は、許可の公示日から 5 年間であります。</p> <p>3 番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。</p> <p>現地調査をしていただきました地元の江口 明美 委員、何かお気づきの点がございましたらお願いします。</p>
<p>江口委員</p>	<p>この一帯は、地元の若手の農業士さんが、一生懸命耕作に励まれております。</p> <p>若い力なので、これからも期待したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご質問などある方は、いらっしゃいませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問などないようですので、採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農業委員会として、市長から提出された計画案に対する意見はなく、農地の貸借を認めることについて、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、計画案に対する意見は無いことに決しました。</p> <p>事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第3号、「農用地利用集積等促進計画案に対する意見</p>

	<p>について」を議案とします。</p> <p>なお、議案第3号は、金子 光雄委員が関与する議案となります。よって事務局から議案説明があった後、金子委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、退席をお願いいたします。</p> <p>事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。</p> <p>事務局 はい。それでは議案第3号について説明をさせていただきます。総会資料6ページをご覧ください。議案第3号は、「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」であります。</p> <p>この度、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼台二丁目の農地1筆であり、面積は1,761平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、年間賃借料を0円とした使用貸借権の移転であり、期間は、許可の公告日から令和13年5月6日までであります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。説明は以上です。</p>
事務局	
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、金子委員は退席をお願いします。退席されるまでは、暫時休憩といたします。</p> <p>……金子委員を誘導……</p>
議 長	<p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問などないようですので、採決に移ります。お諮りいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第3号、「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農業委員会として、市長から提出された計画案に対する意見はなく、農地の貸借を認めることについて、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。        全員賛成により、計画案に対する意見はないことに決しました。        事務局は、市に対し、意見がない旨を回答してください。        それでは、事務局は金子委員をご案内ください。        金子委員が自席に戻るまで暫時休憩といたします。</p> <p>……金子委員を誘導……</p> <p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは次に移ります。        議案第4号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議案といたします。        事務局は、議案第4号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは議案第4号について説明をさせていただきます。        総会資料の10ページをご覧ください。        議案第4号は、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」であります。        この度、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願の提出がありましたので、証明書の発行について審議を求めるものであります。</p> <p>1番、被相続人住所及び氏名は、資料記載のとおりです。        2番、申請者住所及び氏名は、資料記載のとおりです。        3番、申請地の所在及び面積は、谷津二丁目の農地1筆と藤崎一丁目の農地1筆であり、面積は、2,642平方メートルであります。</p> <p>4番、申請理由は、申請者が当該農地の権利である所有権を相続することとなり、納税猶予の適用を受けるため申請されたものです。        私からの説明は以上です。</p>

議 長	<p>事務局、ありがとうございました。 ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。</p> <p>地元の矢野委員いかがでしょうか。</p>
矢野委員	<p>ご自宅裏の農地、また藤崎の農地も綺麗になっていることから、問題ないと思います。</p> <p>他にご質問・ご意見等がありますか。</p> <p>ご意見が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第4号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、 証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 全員賛成により、議案第4号については、証明書を発行することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に移ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知です。 ご質問やご意見の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。ご質問がなければ次に移ります。</p>
議 長	<p>報告第2号は、農地法第5号第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知です。 ご質問やご意見のある方は、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。ご質問がなければ次に移ります。</p>
議 長	<p>報告第3号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願 についてです。 ご質問やご意見の有る方は、挙手願います。 現地調査に行かれた渡邊 幸枝委員、いかがでしょうか。</p>

渡邊委員	親子でたくさん農業をやられており、畑も綺麗に管理されております。とても頑張っていると思います。
議 長	他にご質問・ご意見等がありますか。 よろしいですか。ご質問がなければ次に移ります。
議 長	報告第4号は、農地転用許可後の工事進状況報告についてです。 ご質問やご意見のある方は、挙手願います。  よろしいですか。ご質問がなければ次に移ります。
議 長	報告第5号は、農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出書についてです。 ご質問やご意見のある方は、挙手願います。  よろしいですか。 質問等がなければ、以上を持ちまして、総会を終了いたします。